

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 2 月 1 日 (火) 第282号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 令和4年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表 (森づくり推進課取扱い) 1
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) (熊毛支庁取扱い) 3  
(大島支庁取扱い) 3

### 教 育 委 員 会 告 示

- 教科用図書採択地区の設定の一部改正 (※) (義務教育課取扱い) 4

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

## 告 示

### 鹿児島県告示第77号

令和4年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和4年2月1日

鹿児島県知事 塩田康一

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	190.87
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	445.98
川内川下流地区水源かん養保安林	935.53
出水地区水源かん養保安林	624.20
川内川中流地区水源かん養保安林	931.55
別府川～新川地区水源かん養保安林	702.94
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,360.38
肝属川地区水源かん養保安林	757.03
菱田川地区水源かん養保安林	267.20
大淀川上流地区水源かん養保安林	130.74
種子島地区水源かん養保安林	187.24
屋久島地区水源かん養保安林	1,755.85
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,050.06
計	9,339.56
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.16

串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	34.16
川内川下流地区土砂流出防備保安林	11.08
出水地区土砂流出防備保安林	15.74
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.48
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	9.27
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	124.76
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.78
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.56
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	88.88
それぞれの島地区土砂流出防備保安林	0.90
計	330.07
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	10.56
串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.92
川内川下流地区干害防備保安林	31.20
出水地区干害防備保安林	58.86
川内川中流地区干害防備保安林	3.58
別府川～新川地区干害防備保安林	4.59
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.56
菱田川地区干害防備保安林	0.92
大淀川上流地区干害防備保安林	3.28
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	23.42
計	192.33
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.48
串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.40
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.78
合 計	9,949.74

## 鹿児島県告示第78号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年2月1日から同月15日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年2月1日

鹿児島県知事 塩田康一

1 発起人の住所及び氏名

奄美市笠利町喜瀬29番地 柗田謙夫  
 奄美市笠利町大字宇宿108番地 3 竹山昌治  
 奄美市笠利町大字万屋103番地 1 渡邊松尚

- 2 加入区  
笠利加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
奄美漁業協同組合

### 北薩地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年2月1日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ライフサポート 出水	出水市西出水町 1272番地	株式会社1, 2 の3	熊本市西区八島 二丁目10番21号	山下 博久	令和4年 1月1日	就労継続 支援B型

### 大隅地域振興局告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年2月1日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスゆうゆう	志布志市志布志 町安楽824番5	合同会社佑	志布志市有明町 野神4010番地2	池坂 佑一	令和4年 2月1日	放課後等 デイサービス

### 熊毛支庁告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年2月1日

熊毛支庁長 鳥越哲

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ねいろの家	熊毛郡中種子町 納官1186番地1	有限会社西日本 ヘルパー養成事業	鹿児島市真砂本 町49番10号	庄山 正美	令和4年 1月1日	共同生活 援助

### 大島支庁告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年2月1日

大島支庁長 印南百合子

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
奄美ブルー・ス カイ	大島郡伊仙町大 字面縄589番地 1	株式会社奄美ブ ルー・スカイ農 園	大島郡伊仙町大 字面縄589番地 1	榮 時弘	令和 4 年 1 月 1 日	就労継続 支援 B 型

## 教育委員会告示

### 鹿児島県教育委員会告示第 2 号

昭和47年 4 月 21 日鹿児島県教育委員会告示第 1 号（教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 1 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

表中	曾於地区	曾於市，志布志市，曾於郡（大崎町）	を
	肝属地区	垂水市，鹿屋市，肝属郡（東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町）	
	大隅地区	曾於市，志布志市，曾於郡（大崎町），垂水市，鹿屋市，肝属郡（東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町）	に改める。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第 9 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 2 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 戦国コレクションブラック L A	株式会社コナミアミューズメント	110097
ぱちんこ遊技機	P 牙狼月虹ノ旅人絆 V V - M C	株式会社サンセイアールアンドディ	1P1130
ぱちんこ遊技機	P ジューシーハニー 3 R C Y 3	株式会社サンセイアールアンドディ	1P1407
ぱちんこ遊技機	P らんま 1 / 2 V 3 A	株式会社高尾	1P1432
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ仮面ライダー闇のライダー v e r . K 2	京楽産業. 株式会社	1P1495
回胴式遊技機	S 十字架 5 Z A	株式会社オーゼキ	1S1297
回胴式遊技機	S 月華 Z C	株式会社エンターライズ	1S1666